

日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク使用基準

氷見農業遺産推進協議会

氷見農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した、日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」を普及・啓発するシンボルとして、広報を目的とした制作物や媒体等に広く使用することによりその認知度を高めるとともに、日本農業遺産に認定された「氷見の持続可能な定置網漁業」を未来へ継承することを目的とする。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、協議会に属する。

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク使用承認申請書（別記様式第1号）」に使用デザイン案及び利用方法がわかる資料を添えて、協議会事務局に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会の会員、アドバイザー及びオブザーバーが販売目的以外で使用する場合
- (2) 国または地方公共団体等において、日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」の普及啓発等を目的に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合
- (4) その他協議会が適当と認める場合

（使用基準）

第4条 協議会長は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」のイメージまたは価値を害する恐れがある場合
- (2) 第三者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 第三者に誤認または混同を生じさせる恐れがある場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

(使用の承認)

第5条 第3条の規定に基づく使用の申請があった場合には、協議会長は、前条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認の適否を通知するものとする。

(使用期限)

第6条 ロゴマークの使用期間は、承認の日から3年以内とし、使用期間の満了後に引き続き使用しようとするときは、あらためて第2条の規定に基づく使用の申請をし、承認を受けなければならない。

(ロゴマークの表示)

第7条 ロゴマークの表示は、別に定める「日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマークデザインマニュアル」(以下「デザインマニュアル」という。)に基づくものとする。

2 ロゴマークの表示に要する経費は、使用者の負担とする。

(メッセージの付記)

第8条 使用者は、ロゴマークに次のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、協議会長は、使用の承認にあたりメッセージの付記を使用条件とすることができるものとする。

例1：私たちは日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」を応援しています。

例2：日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」の普及・啓発を目的としたロゴマークです。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された用途のみに使用し、協議会の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。
- (3) 使用承認を受けた商品にロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は貸し出してはならない。
- (4) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの使用基準の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講じること。

(成果物の提出)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料(印刷物、写真等)1部を速やかに協議会事務局に提出するものとする。

(変更・中止)

第11条 ロゴマークの使用目的や方法に変更がある場合には、「日本農業遺産「氷見の持

「持続可能な定置網漁業」ロゴマーク変更承認申請書（別記様式第2号）」を協議会事務局に提出するものとする。

また、使用を中止する場合は、「日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク使用中止届（別記様式第3号）」により協議会事務局へ届け出ることとする。

いずれの場合も、使用承認書を添付するものとする。

（変更の承認）

第12条 前条の規定に基づく変更承認の申請があった場合には、協議会長は、第3条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認の適否を通知するものとする。

（改善の指示）

第13条 協議会長は、使用者が使用基準、デザインマニュアルを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

（使用承認の取消し）

第14条 前条の改善指示に従わない場合には、協議会長はロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

（使用承認の性質）

第15条 この使用基準による使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について協議会による推奨または品質保証を行うものではない。

（使用料）

第16条 ロゴマークの使用は、無料とする。

（問題への対応）

第17条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び氷見市は一切の責任を負わない。

また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに協議会事務局に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

（使用者の責務）

第18条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

（その他）

第19条 この使用基準に定めるものの他、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則

この使用基準は、令和4年5月20日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク使用承認申請書

氷見農業遺産推進協議会長 様

(住所)
 (団体・法人名等)
 (代表者名)

日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク使用基準を遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、ロゴマークの使用承認を申請します。

利用区分	<input type="checkbox"/> 印刷物 () <input type="checkbox"/> 看板 () <input type="checkbox"/> WEB () <input type="checkbox"/> その他 () ※該当にチェックのうえ具体的な利用方法を記載		
利用目的			
具体的な利用内容	※制作数量・サイズ、使用場所・回数等（別紙可）		
利用期間	年 月 日 ～		
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

【添付書類】

- (1) 申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体である場合に限る。）
- (2) ロゴマークの利用（案）の見本
- (3) その他協議会が必要と認める書類

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク変更承認申請書

氷見農業遺産推進協議会長 様

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名)

年 月 日付け 号で承認を受けた内容について、下記のとおり
変更したいので、申請します。

使用承認番号			
変更内容			
変更理由			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

【添付書類】

- (1) ロゴマーク使用承認書（原本）
- (2) 変更後のロゴマークの利用見本
- (3) その他推進協議会が必要と認める書類

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク使用中止届

氷見農業遺産推進協議会長 様

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名)

ロゴマークの使用を中止するので届け出ます。

使用承認番号	〇〇〇〇
使用を中止する 対象物	
使用中止（予定）日	年 月 日
中止する理由	
備考	

【添付書類】

- (1) ロゴマーク使用承認書（原本）